

名古屋市国際展示場第2展示館改築事業 入札説明書

令和7年3月
名古屋市

目次

第 1 入札説明書の定義	1
第 2 本事業の概要	2
1 事業名称	2
2 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	2
3 公共施設等の管理者	2
4 事業の背景及び目的	2
第 3 公共施設等の立地条件及び規模並びに配置	4
1 立地に関する事項	4
2 施設要件等に関する事項	4
3 土地に関する事項	4
4 事業範囲	4
5 事業方式	5
6 事業期間	5
7 事業スケジュール	6
8 事業に必要な根拠法令等	7
第 4 応募に関する事項等	8
1 応募者の参加資格要件等	8
(1) 応募者の構成員	8
(2) 応募者の構成等	8
(3) 応募者の参加資格要件等	9
(4) 各業務にあたる者の参加資格要件	10
(5) 参加資格要件を欠いた場合の措置、応募者の構成員の変更	12
2 提案の審査及び事業者の選定に関する事項	12
(1) 入札説明書等の承諾	12
(2) 費用負担	12
(3) 提出書類の取扱い	12
(4) 市からの提供資料の取扱い	13
(5) 虚偽の記載をした場合	13
(6) 使用言語及び単位	13
3 予定価格	13
4 入札価格等に係る消費税等の取扱い	13
5 入札価格の積算基準時点	13
第 5 民間事業者の募集及び選定に関する事項	14
1 事業者選定の方法	14

2 選定の手順及びスケジュール（予定）	14
3 応募手続き等	14
(1) 入札公告、入札説明書等の公表・交付	14
(2) 貸与資料の交付	14
(3) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表	15
(4) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）	15
(5) 資格審査結果の通知	16
(6) 現地見学会	16
(7) 入札の辞退	16
(8) 入札書及び事業提案書の受付	17
(9) 開札日時及び開札場所	17
(10) 入札の取りやめ等	17
第6 提案の審査及び事業者の選定に関する事項	19
1 審査に関する基本的な考え方	19
2 評価体制	19
3 審査手順	19
(1) 資格審査	19
(2) 提案審査	19
4 提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施	20
5 落札者の決定・公表	20
6 事業者の選定	21
7 事業の取り消し	21
第7 契約に関する基本的な考え方	22
1 設計・工事請負契約の締結	22
2 契約保証金の納付	22
第8 事業実施に関する事項	23
1 保険	23
2 リスク分担の基本的考え方	23
3 想定されるリスクと責任分担	23
4 誠実な業務遂行義務	23
5 資格者の配置	23
6 モニタリングに関する事項	23
(1) モニタリングの目的・実施時期・実施方法	23
(2) モニタリングの費用の負担	23
(3) モニタリングの結果に対する措置	23
7 その他事業実施に際して必要な事項	24
(1) 係争事由にかかる基本的な考え方	24

(2) 管轄裁判所の指定	24
8 本事業の継続が困難となった場合の措置	24
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	24
(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	24
(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合	24
第9 提出書類	25
1 入札参加資格審査前の入札手続きに関する提出書類	25
2 入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類	25
(1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	25
(2) 入札参加資格審査結果通知後に用いる提出書類	26
3 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類	26
4 入札時の提出書類	27
第10 その他	28
1 情報の提供	28
2 設計・工事請負契約に違反した場合の取り扱い	28
3 問合せ先	28
資料1 事業予定地	29

【資料一覧】

資料 1	事業予定地
------	-------

【別紙一覧】

別紙 1	名古屋市国際展示場第 2 展示館改築事業共同企業体取扱要領
別紙 2	貸与資料一覧

【様式一覧】

様式 1-1	貸与資料 交付申込書
様式 1-2	秘密保持誓約書
様式 1-3	貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書
様式 1-4-1	入札説明書等に関する質問書（資格要件のみ）
様式 1-4-2	入札説明書等に関する質問書（資格要件以外）
様式 1-5	現地見学会参加申込書

用語	定義
本書	本入札説明書をいう。
本事業	「名古屋市国際展示場第2展示館改築事業」をいう。
市	名古屋市をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と設計・工事請負契約を締結し、事業を実施する者をいう。
応募者	施設の設計、建設、工事監理の能力を有し、本事業に参加する複数の企業によって構成される共同企業体をいう。
構成員	応募者を構成する企業をいう。
代表企業	構成員のうち、応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する者をいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を受付締切日までに提出した者をいう。
落札者	総合評価委員会議から入札参加者の事業提案書等の評価に関する意見を受けて、設計・工事請負契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
各業務	統括管理業務、設計業務、建設業務、浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務、関連インフラの盛替え業務、現第2展示館の解体・撤去等業務、工事監理業務をいう。
本施設	新設施設及び附属施設の全てをいう。
新設施設	本事業で新たに整備する新第2展示館をいう。詳細については、要求水準書による。
附属施設	本事業で新たに整備する浄化槽等、新第2展示館に附属する施設をいう。
既存施設	第1展示館、現第2展示館、第3展示館、イベント館、交流センター及びコンベンションセンター、立体駐車場、連絡通路、メキシコデッキ等を総称した施設及び設備をいう。詳細については要求水準書による。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・工事請負契約書（案）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する回答を示した書面の全てをいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、受付締切日までに提出される書類及び図書をいう。
総合評価委員	学識経験を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、名古屋市が選任する者をいう。
総合評価委員会議	総合評価委員から意見を聴取し、又は意見交換を行うことを目的として開催する会議のことをいう。
モニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満たしているか、市が監督及び監視・確認する行為をいう。

用語	定義
セルフモニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満たしているか、自ら監視・確認する行為をいう。
参考資料	事業者が提案にあたり、参考とする資料をいう。
利用者	新設施設及び既存施設を利用する者をいう。
来場者	展示会等の開催時に本施設に訪れる者で、展示会主催者を除く者をいう。

第 1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本書」という。）は、「名古屋市国際展示場第 2 展示館改築事業」を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、市ホームページでの公表をもって代えることとする。応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

また、別添書類の以下資料は、本書と一体のものとする。

- 「名古屋市国際展示場第 2 展示館改築事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）
- 「名古屋市国際展示場第 2 展示館改築事業 設計・工事請負契約書（案）」（以下「設計・工事請負契約書（案）」という。）
- 「名古屋市国際展示場第 2 展示館改築事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）
- 「名古屋市国際展示場第 2 展示館改築事業 様式集」（以下「様式集」という。）

なお、詳細な書類間の優先順位については設計・工事請負契約書（案）の通りとする。

第2 本事業の概要

1 事業名称

名古屋市国際展示場第2展示館改築事業

2 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

ア 名称

名古屋市国際展示場

イ 種類

展示場

3 公共施設等の管理者

名古屋市長 広沢 一郎

4 事業の背景及び目的

本市は、日本を代表する産業の集積や多数の大学等研究機関の擁する立地を生かした全国的な MICE 誘致を推進し、交流人口の拡大や産業の活性化、地域イメージの向上を図ることとしている。

また、観光庁の「グローバル MICE 都市」に選定されており、MICE 誘致力向上のための取り組みを積極的に推進してきたところである。

名古屋市国際展示場（以下「国際展示場」という。）は昭和48年の開業以降、当地域の大規模展示場として、産業高度化や経済活性化に寄与してきた。当初に旧第1展示館（令和5年解体済み）を開業した後、昭和62年に現第2展示館及びイベント館を開業、平成5年に第3展示館及び交流センターを開業し、高まる展示会需要に応えるために整備を行ってきた。

直近では、新たな第1展示館及びコンベンションセンターを令和4年10月に開館し、施設全体で展示面積約4万㎡を有する展示場となった。しかしながら、現状においても展示面積が十分でなく、既存展示会の拡張や新規展示会の誘致が難しい状況となっている。

昨今では、新型コロナウイルスの流行により短期的な影響はあったものの、展示会・見本市の開催件数はコロナ禍より高い水準になってきており、他都市では MICE 施設の新設や拡張整備が進められており、都市間競争が激化している状況である。

そのような状況のなか、現在、現第2展示館が築37年を経過し、建物の老朽化が進み建て替えが急務となっていることから先行して移転改築を行う。整備にあたっては、一体的に利用しやすい施設配置とするとともに、混雑が起きないように十分な搬出入動線を設ける等使い勝手のよい施設とする。また、将来増築を見越した施設設計とし大型化する展示会のニーズに将来的にも応えていけるような施設を目指す。

【整備の方針】

ア 展示機能の維持と整備の両立

リニア開業における効果を最大限活かすとともに、展示場整備に伴う展示面積の減少期間を最小限にとどめるため、既存施設の機能を維持しつつ、整備を段階的に進め

る。

具体的には、新第2展示館を2工区にわけ、まずは、本事業にて老朽化が進む現第2展示館と同規模程度の1工区を第1展示館の解体により空き地となっているイベント館の西側に先行して移転改築を行う。

イ 利用者ニーズを踏まえた展示機能の強化

展示会主催者や利用者にとって、使い勝手がよい満足度の高い施設とする。

また、高齢者や障がい者を含めたすべての利用者が利用しやすいようユニバーサルデザインを考慮したバリアフリーな施設とする。

ウ 既存施設との一体利用を踏まえた配置

来場者動線を工夫するなど、一体的に利用しやすい施設配置とする。加えて、十分な幅のエントランスモールを設けることで、複数の催事が同時開催される場合においても、互いに支障なく運営できるようにする。

エ 十分なバックヤード及び搬出入経路の確保

周辺道路が港湾関係者の利用する道路でもあることを踏まえて、搬出入時や展示会開催時において、混雑がおきないように施設の北側に十分なバックヤードを確保するとともに、出入りしやすい搬出入経路とする。

オ 将来の増築を見据えた施設計画

新第2展示館の東側に将来増築することを見据えた施設配置・建物構造とするなど拡張性を考慮した計画とし、将来増築に伴い必要となる機能をあらかじめ備える。（将来拡張の位置等は「参考」新第2展示館 将来拡張イメージ」参照）

カ 環境配慮

省エネ性能の高い機器を導入するなど環境に配慮した計画とするとともに長寿命化を意識した施設整備を行う。

第3 公共施設等の立地条件及び規模並びに配置

1 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、「資料1 事業予定地」における「1. 立地」に示す。

2 施設要件等に関する事項

施設の現在の概要については、「資料1 事業予定地」における「2. 既存施設概要」に示すこととし、整備後の新設施設の概要は、次のとおりである。

敷地面積	全体面積 129,064.10 m ² (引渡後) 94,064.10 m ²
事業区域面積	33,206.25 m ² (※)
延床面積	約 17,000 m ² (浄化槽を除く)
配置	イベント館西側 (旧第1展示館跡地) ※浄化槽移設エリアは、第3展示館西側
構造	事業者提案による
階数	2階以上
展示室	約 10,000 m ² 、天井高 (梁下) 約 14m ※分割利用が可能、有柱空間の場合は室内柱6本以下
主催者事務室	2室
商談室	2室以上
エントランスモール	幅 17m以上、天井高 5m ±5% 第3展示館北側中央入口付近から西方向に設置
搬出入スペース	新設施設の北側には、幅 30m以上のバックヤードを設ける

(※) 実際に工事可能な範囲については、要求水準書を参照すること。

3 土地に関する事項

本事業の対象地における、都市計画等にかかる基本条件については、「資料1 事業予定地」における「3. 敷地概要」に示す。

4 事業範囲

以下を事業者の事業範囲とし、詳細は要求水準書等において示す。

ア 統括管理業務

(ア) 統括管理業務

イ 設計業務

(ア) 事前調査及びその関連業務

(イ) 設計業務 (基本設計・実施設計)

(ウ) 各種関係機関との調整業務

(エ) セルフモニタリング業務

(オ) 既存施設の稼働継続にあたっての検討業務

(カ) 障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務

(キ) その他設計業務において必要な業務

ウ 建設業務

- (ア) 建設工事着手前業務
- (イ) 建設業務及びその関連業務
- (ウ) 完工後業務
- (エ) 什器・備品設備等設置業務
- (オ) 施設の引渡し業務
- (カ) 各種関係機関との調整業務
- (キ) セルフモニタリング業務
- (ク) その他建設業務において必要な業務

エ 浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務

- (ア) 新設浄化槽の設計・建設業務
- (イ) 既存浄化槽の解体・撤去業務

オ 関連インフラの盛替え業務

- (ア) 関連インフラ設計・建設業務

カ 現第2展示館の解体・撤去等業務

- (ア) 解体・撤去に係る事前調査等及びその関連業務
- (イ) 解体・撤去に係る設計業務
- (ウ) 解体・撤去に係る工事着手前業務
- (エ) 解体・撤去工事業務及びその関連業務
- (オ) 完工後業務
- (カ) 各種関係機関との調整業務
- (キ) セルフモニタリング業務
- (ク) その他解体・撤去等業務において必要な業務

キ 工事監理業務

- (ア) 工事監理業務
- (イ) 工事監理状況の報告業務
- (ウ) 各種関係機関との調整への協力業務
- (エ) セルフモニタリング業務
- (オ) その他工事監理業務において必要な業務

5 事業方式

事業者の創意工夫や優れたノウハウの活用、設計及び工事の責任の一元化、事業期間の短縮、工事品質の確保等を図ることを目的として、本事業は設計・施工一括発注方式にて実施する。

6 事業期間

本事業の事業期間は、設計・工事請負契約締結日から令和12年3月31日までとする。

7 事業スケジュール

令和11年7月31日の新第2展示館引渡しを前提に、事業スケジュールを以下のとおりとする。

工区	事項	事業期間
浄化槽	設計・新設工事	契約締結日 ～ 事業者提案
	引渡し	事業者提案
	解体工事	新設浄化槽引渡後 ～ 新第2展示館新設工事完了
新第2展示館	設計	契約締結日 ～ 新設工事着手前
	新設工事	設計終了時点 ～ 令和11年7月
	引渡し	令和11年7月31日
現第2展示館	解体設計	契約締結日 ～ 解体工事着手前
	解体工事	令和10年11月以降 ～ 令和12年3月
	引渡し	令和12年3月31日

※年間5日間程度、騒音・振動を伴う作業ができない日があることを前提に、工事計画を策定すること。

※上記期間（年間5日間程度）に加え、令和8年9月～10月（2か月間）に開催予定のアジア・アジアパラ競技大会において、第3展示館及びイベント館がメディアセンター、現第2展示館を大会関連施設として稼働している間、第3展示館、イベント館及び現第2展示館の運営に影響を及ぼす恐れのある作業（第3展示館及びイベント館との工事境界において、概ね65dB超の騒音や概ね65dB超の振動を発生させる作業）は行わないこと。ただし、先に示す作業に該当しない場合にあっても、アジア・アジアパラ競技大会関係者から、騒音・振動の抑制に対する要望があった場合は、協議のうえ、工事方法を見直すなど必要な対策を行うこと。

※現第2展示館の解体による第2展示館の休館期間を可能な限り短くするように努めること。

※現第2展示館の敷地のうち、近隣事業者への引渡し対象とするエリアについて、市の都合により、引渡し時期（現第2展示館の解体・撤去等業務の完了日）が1年程度後ろ倒しとなる可能性がある。その場合には、解体着手日を後ろ倒しすることを基本とし、工程計画においてはこの点に留意し、解体着手日及び引渡し時期が後ろ倒しとなることによる事業費や既存施設の運営等への影響を可能な限り抑制するよう、工事方法の検討・工程立案等を実施すること。なお、最終的な後ろ倒しの有無については、契約締結後に市と協議の上、決定するものとする。当該敷地の引渡

し時期が後ろ倒しとならなかったことを理由に追加費用が発生する場合、その一切を事業者が負担するものとする。また、当該敷地の引渡し時期が後ろ倒しとなることにより追加費用が発生する場合、設計・工事請負契約書等の規定に基づき、費用の増額が合理的であると市と協議により確認できたときに限り、増額の対象となる。

8 事業に必要な根拠法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、要求水準書「別紙 02 遵守すべき法令等」に記載の法令等をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

第4 応募に関する事項等

1 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成員

応募者は、参加表明書の提出時より前に共同企業体を結成し、各業務を担う構成員の企業名並びにそれらが関わる業務について明らかにするものとする。なお、結成する共同企業体は、「別紙1 名古屋市国際展示場第2展示館改築事業共同企業体取扱要領」に準拠するものとし、「第1号様式 名古屋市国際展示場第2展示館改築事業共同企業体協定書（分担実施方式）」または「第2号様式 名古屋市国際展示場第2展示館改築事業共同企業体協定書（分担共同実施方式）」に必要事項を記入し、その他必要書類を添付の上、提出すること。

(2) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、以下のとおりとする。

(ア) 本施設の「設計業務」、「浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務の内、設計に係る業務」、「関連インフラの盛替え業務の内、設計に係る業務」及び「現第2展示館の解体・撤去等業務の内、設計に係る業務」（以下「全体設計業務」という。）を行う企業

(イ) 本施設の「建設業務」、「浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務の内、建設に係る業務」、「関連インフラの盛替え業務の内、建設に係る業務」及び「現第2展示館の解体・撤去等業務の内、解体・撤去工事に係る業務」（以下「施工業務」という。）を行う企業

(ウ) 本施設の「工事監理業務」を行う企業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の6の規定に基づき配置するものとする。）

イ 複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。ただし、施工業務と工事監理業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面又は人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ施工業務と工事監理業務を担当することはできない。

ウ 応募者の構成員が、他の応募者の構成員として入札に参加することはできないものとする。また、応募者の構成員のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の応募者の構成員でないこととする。

エ 応募者は、構成員の中から代表となる企業（代表企業）を定めることとし、代表企業が手続き及び統括管理業務を行うこととする。

オ 上記イ及びウにおける「資本面又は人事面において関連がある」とは、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者をいう。

（ア）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a. 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。）の関係にある場合
- b. 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a. 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の代表社員及び業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（組合とは民法 667 条における組合契約となる団体を言う。なお、共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 応募者の参加資格要件等

応募者の構成員となる企業は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

なお、競争入札参加資格の確認基準日以降、落札者決定までに競争入札参加資格を欠く事態に至った場合には、競争入札参加資格を有しないものとして失格とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 本公告の日から落札者決定までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。）がなされていない者であること。
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を

受けている者を除く。)でないこと。

- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- ケ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員との双方が同時に本公告にかかる入札に参加しようとししない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- コ 本公告の日から落札者決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がないものであること。
- サ 以下に示す者でないこと。また、これらの者と「資本面又は人事面において関連がある者」でないこと。なお、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、「（2）応募者の構成等 オ」と同じ者をいう。
 - （ア）名古屋市国際展示場第 2 展示館改築事業総合評価委員会議の委員、又は当該委員が属する企業
 - （イ）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 - （ウ）株式会社大建設計
 - （エ）渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

（4）各業務にあたる者の参加資格要件

構成員のうち、全体設計業務、施工業務、工事監理業務の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

また、「ア 全体設計業務を行う企業（ア）」、「イ 施工業務を行う企業（ア）」、「ウ 工事監理業務を行う企業（ア）」に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、令和 7 年 6 月 16 日（月）までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けなければならない。

ア 全体設計業務を行う企業

全体設計業務を複数の者で実施する場合は、（ア）、（イ）は全ての者が満たし、（ウ）は 1 者以上が満たすこと。なお、（ウ）を満たす者が 1 者の場合、（ウ）を満たす者を主として全体設計業務を実施すること。

- （ア）令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定され、「設計」を選択している者であること。

- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 平成 20 年（2008 年）4 月 1 日以降、本公告日の前日までに、完成、引渡しが完了した一室の面積 2,000 ㎡以上の居室を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館、屋内プール、その他これらに類する施設として市が認めるもの）を元請として、新築または改築（改修は除く）の設計の実績を有する者であること。なお、共同企業体の場合は代表者として設計実績があること。（設計業務の履行実績については、設計図による施工が完了していない場合でも、設計の完了を証明できる書面等の提出により、実績として認める。）
- (エ) 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、配置予定の技術者の内、管理技術者（設計）は建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有し、全体設計業務にあたる企業と 3 か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。

イ 施工業務を行う企業

施工業務を複数の者で実施する場合は、(ア)、(イ)は全ての者が満たし、(ウ)は 1 者以上が満たすこと。なお、(ウ)を満たす者が 1 者の場合、(ウ)を満たす者を主として施工業務を実施すること。

- (ア) 令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事 A 等級」の認定を本公告に係る入札の開札日までに受けている者であること。（ただし、共同企業体で A ランクの企業を除く）。
- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を有していること。
- (ウ) 平成 20 年（2008 年）4 月 1 日以降、本公告日の前日までに、完成、引渡しが完了した一室の面積 2,000 ㎡以上の居室を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館、屋内プール、その他これらに類する施設として市が認めるもの）を元請として、新築または改築（改修は除く）した実績を有する者であること。なお、共同企業体の場合は代表者として施工実績があること。
- (エ) 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、配置予定の技術者の内、監理技術者は施工業務にあたる企業と 3 か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。

ウ 工事監理業務を行う企業

工事監理業務を複数の者で実施する場合は、(ア)、(イ)は全ての者が満たし、(ウ)は 1 者以上が満たすこと。なお、(ウ)を満たす者が 1 者の場合、(ウ)を満たす者を主として工事監理業務を実施すること。

- (ア) 令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定され、「工事監理」を選択している者であること。
- (イ) 上記 (4) ア (イ) に同じ。
- (ウ) 上記 (4) ア (ウ) に同じ。

(エ) 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、配置予定の技術者の内、管理技術者（工事監理）は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、工事監理業務にあたる企業と3か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。

(5) 参加資格要件を欠いた場合の措置、応募者の構成員の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における参加資格要件を欠いた場合の措置及び構成員の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者の構成員が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、応募者は失格

イ 応募者の構成員の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

2 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

(2) 費用負担

本事業の入札にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 事業提案書の取扱い

入札参加者より提出された事業提案書は、返却しないものとする。

イ 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業においての公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

入札参加者が提出した事業提案書は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく行政文書公開請求の対象となり、行政文書公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例等に基づき、市において決定する。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。なお、公開又は非公表の決定にあたっては、市は入札参加者の意見を聴くも

のとする。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

エ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

オ 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、追加的に書類の提出を要求することがある。

(4) 市からの提供資料の取扱い

市が本事業に関して提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(5) 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

(6) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

3 予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

予定価格 金 20,909,090,909 円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

4 入札価格等に係る消費税等の取扱い

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

5 入札価格の積算基準時点

入札価格の積算基準時点は、本事業の入札公告の日とする。

第5 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」が適用される。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定に当たっては、以下の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

日程	内容
令和7年3月26日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和7年3月26日	入札説明書等に関する質問受付
令和7年4月10日	資格要件に関する質問受付締切
令和7年4月17日	資格要件以外に関する質問受付締切
令和7年4月18日	資格要件に関する質問回答の公表 参加表明（資格審査書類）の受付
令和7年4月30日	参加表明（資格審査書類）の受付締切
令和7年5月9日	資格要件以外に関する質問回答の公表
令和7年5月15日	資格審査結果の通知
令和7年5月16日	現地見学会参加申込受付締切
令和7年5月19日	現地見学会の実施
令和7年7月1日	入札書、事業提案書の受付締切、開札
令和7年8月上旬	事業提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施
令和7年8月中旬	落札者の決定・公表
令和7年9月上旬	仮契約の締結
令和7年9月下旬	審査講評の公表
令和7年12月上旬	契約の締結

3 応募手続き等

（1）入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、入札公告を行い、入札説明書等を市ホームページにおいて公表・交付する。

（2）貸与資料の交付

「様式1-1 貸与資料 交付申込書」及び「様式1-2 秘密保持誓約書」の提出を条件とし、資料の貸与を以下のとおり行う。貸与資料の交付を希望するものは、事前に本書「第10-3 問合せ先」に連絡すること。必要書類を提出した上で、貸与資料の交付を行うものとする。

【申込方法】

貸与資料の交付を希望する者は、「様式1-1 貸与資料 交付申込書」及び「様式1-2 秘密保持誓約書」を直接持参又は郵送等にて提出すること。貸与の方法については、提出資料の内容が確認できた者に対して別途通知する。

【貸与資料の交付】

受付期間：令和 7 年 3 月 26 日（水）～入札書・事業提案書の受付締切まで
貸与場所：名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課

【廃棄】

貸与資料の交付を受けたものは、その使用を終えた時点で責任を持って廃棄し、「様式 1-3 貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書」を令和 7 年 10 月 31 日（金）までに、本書「第 10-3 問合せ先」に記載の問合せ先に、直接持参又は郵送等にて提出すること。

（3）入札説明書等に関する質問受付、回答公表

ア 資格要件に関する質問受付、回答公表

令和 7 年 3 月 26 日（水）から令和 7 年 4 月 10 日（木）午後 5 時までの間、名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課において、入札説明書等の資格要件に関する質問を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【名古屋市国際展示場第 2 展示館改築事業】資格要件に関する質問書」と記入すること。なお、この段階では本事業の資格要件に係る内容以外の質問に関しては回答しないものとする。

質問の書式については、「様式 1-4-1 入札説明書等に関する質問書（資格要件のみ）」を参照すること。質問に対する回答は、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き令和 7 年 4 月 18 日（金）に市ホームページにおいて公表する予定である。

イ 資格要件以外に関する質問受付、回答公表

令和 7 年 3 月 26 日（水）から令和 7 年 4 月 17 日（木）午後 5 時までの間、名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課において、入札説明書等の資格要件以外に関する質問を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【名古屋市国際展示場第 2 展示館改築事業】資格要件以外に関する質問書」と記入すること。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問の書式については、「様式 1-4-2 入札説明書等に関する質問書（資格要件以外）」を参照すること。質問に対する回答は、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き令和 7 年 5 月 9 日（金）に市ホームページにおいて公表する予定である。

【入札説明書等に関する質問受付】

- ・ メールアドレス： a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp
- ・ 市ホームページ：
<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/387-2-5-1-0-0-0-0-0-0.html>

（4）参加表明の受付（資格審査書類の受付）

本事業への応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類を提出し、参加資格の有無について、市の確認を受けなければならない。

参加表明書及び資格審査書類などの提出書類は、「第 9 の 2(1) 入札参加表明及び入

札参加資格審査時の提出書類」を参考とし、別添書類の「様式集」の提案書作成要領に従って提出すること。

【参加表明の受付】

- 提出期間：
令和 7 年 4 月 18 日（金）から令和 7 年 4 月 30 日（水）（参加資格確認基準日）までの毎日（名古屋市役所の閉庁日を除く）、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。
- 提出場所：
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課（名古屋市役所本庁舎）
電話番号 052-972-3169
- その他：
参加表明書及び資格審査書類などの提出は、持参又は郵送によるものとする。持参による場合は、提出する前に名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課に電話で持参の連絡を行うこととする。郵送による場合は、書留郵便とし、名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課に令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時までに必着とする。

（５）資格審査結果の通知

市は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、応募者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を令和 7 年 5 月 15 日（木）に応募者に通知する。

なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

（６）現地見学会

本事業への民間事業者の参入促進のため、次のとおり現地見学会を開催する。現地見学会には既存施設の運営及び維持管理業務を担う運営管理者及び維持管理者が同席し、施設概要等の説明を実施する予定である。参加希望者は、「様式 1-5 現地見学会参加申込書」を令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時までに名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課へ提出すること（提出方法等の詳細は様式 1-5 を参照すること）。

【現地見学会】

開催日時：令和 7 年 5 月 19 日（月）（時間については参加者に対して個別に連絡する。）

開催場所：名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2 番地

名古屋市国際展示場（集合場所については参加者に対して個別に連絡する。）

説明者等：市、運営管理者及び維持管理者

（７）入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、事業提案書の受付締切日までに、様式集にある「様式 3-1 入札辞退届」を名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課に提出すること。

(8) 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者は、入札時の提出書類（第9の4において定義する。以下同じ。）を市へ提出するものとする。なお、提出は応募者の代表企業が持参するか又は郵送によることとし、電子メールによるものは受け付けない。なお、持参の場合は、事前に名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課へ連絡の上日時を調整すること。入札時に提出する提案書類（以下「入札参加書類」と総称する。）に関する詳細については、「第9の4 入札時の提出書類」を参照のこと。

また、入札保証金は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- 持参による場合の受付締切日及び提出場所

受付締切日：令和7年7月1日（火）午前9時から午前11時まで

提出場所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課
（名古屋市役所本庁舎）

提出方法：入札書を封筒に入れて封印し、封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、事業提案書とともに提出すること。

- 郵送による場合の到達期限及び提出場所

到達期限：令和7年6月30日（月）午後5時まで

提出場所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課
（名古屋市役所本庁舎）

提出方法：

二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること。

(9) 開札日時及び開札場所

- 開札日時：令和7年7月1日（火）

開札場所：名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課
（名古屋市役所本庁舎）

立会い：

開札は応募者の代表企業の立会いのもと行う。応募者の代表企業が立会わない場合や応募者が郵送により入札書を提出した場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立会わせて行う。

なお、開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の優秀提案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

(10) 入札の取りやめ等

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、又はとりやめることがある。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

第6 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

1 審査に関する基本的な考え方

総合評価委員会議は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。審査の詳細は、落札者決定基準を参照のこと。

また、市は、総合評価委員会議の評価結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、市又は総合評価委員会議が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して提案内容の確認を行うことがある。

2 評価体制

事業提案書の評価は、総合評価委員会議において行う。市が設置した総合評価委員会議は、以下5名の委員により構成される。なお、応募者の構成員等が、落札者決定前までに、総合評価委員会議の総合評価委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

役職	氏名	所属（役職・肩書）
委員	生田 京子	（名城大学理工学部建築学科・教授）
委員	齋藤 輝幸	（名古屋大学大学院環境学研究科・教授）
委員	鈴木 賢一	（名古屋市立大学・特任教授）
委員	平野 清嗣	（（株）ニュースダイジェスト社・取締役 情報企画部部长）
委員	森口 巳都留	（（株）MICE ジャパン・代表取締役社長）

（委員は50音順、敬称略）

3 審査手順

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容の評価する「提案審査」の2段階にて実施する。

「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

（1）資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を市において確認し、その結果を各応募者に通知する。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とする。資格審査に係る参加要件及び資格等は、第4の1を参照のこと。資格審査通過者は、事業提案書を提出することができる。

なお、提案様式等の詳細については、様式集を参照のこと。

（2）提案審査

ア 基礎審査

市において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査項目を充足していることを確認する。

はじめに市は、提出された書類について、必要な書類がすべてそろっているかの確認を行う。必要な書類が不足している場合、入札参加者は失格とする。

次に、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定

価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎審査項目（予定価格を除く）の確認対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

続いて、事業提案書に記載されている内容が、入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることを確認し、基本的条件及び要求水準を充足しているか疑義がある場合、市は入札参加者に対して提案内容の確認を行う。その結果、一つでもその要件に適合していない場合や提案内容に大きな変更が生ずる場合、入札参加者は失格とする。また、併せて提案内容に矛盾や齟齬がないかの確認を行う。提案内容に矛盾や齟齬がある場合、市は入札参加者に対して提案内容の確認を行う。この段階において、書類の記載内容に漏れや誤植が見つかった場合、市は入札参加者に対して、書類の修正を依頼することができる。依頼があった場合、入札参加者は直ちに修正した書類を提出すること。

イ 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の事業提案書に対して、提案内容に関する評価及び入札価格に関する評価を点数化して総合評価を行う。最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定し、その他の順位を決定する。

なお、総合評価の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

4 提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施

事業提案書の審査にあたって、提案内容に関する理解向上を目的として、基礎審査を通過した入札参加者全員に対して、入札参加者によるプレゼンテーションの場を設ける。同時に、提案内容の確認のため、質疑応答をはじめとしたヒアリングを実施する。

- ・ 実施時期：令和7年8月上旬（予定）
- ・ 実施内容：後日、日時、場所、実施方法等を、入札参加者の代表企業に連絡するものとする。

5 落札者の決定・公表

市は、総合評価委員会議の評価結果を踏まえ、優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

- ・ 実施時期：令和7年8月中旬（予定）

なお、落札者決定から設計・工事請負契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

ア 落札者における応募各社が不正2事由（※）に該当した場合の措置は以下のとおりである。

構成員	不正2事由に該当した場合に限り、応募者は失格
-----	------------------------

※不正2事由

- ・ 本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

- 本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む）贈賄・談合等、著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 落札者における応募各社の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く 構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

6 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、設計・工事請負契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により設計・工事請負契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

7 事業の取り消し

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い場合には、事業の実施を取り消し、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

第7 契約に関する基本的な考え方

1 設計・工事請負契約の締結

市は、落札者と設計・工事請負契約書（案）に基づき、仮契約を締結し、議会の議決を経ることにより、契約を締結するものとする。ただし、市が必要と判断する場合には、仮契約締結前に本事業の契約に関する確認を行う。

- 実施時期：令和7年9月上旬（仮契約の締結）
：令和7年12月上旬（契約の締結）

なお、設計・工事請負契約の締結に係る落札者の印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とする。

また、第6の5により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが一切を負担するものとする。

2 契約保証金の納付

事業者は、設計・工事請負契約の締結にあたっては、設計・工事請負契約書に定める契約保証金を、納付するものとする。

ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りではない。

第8 事業実施に関する事項

1 保険

事業者は、要求水準書「別紙 04 事業者が加入すべき保険」に示す要件を満たす保険を付保すること。

2 リスク分担の基本的考え方

市と事業者は、「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを分担する」という考え方に基づき適正にリスクを分担し、事業に係る総リスクを低減することで、より質の高いサービスの提供を目指すものとする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

なお、設計・工事請負契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

3 想定されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担にかかる詳細事項は、設計・工事請負契約書（案）において示す。

4 誠実な業務遂行義務

事業者は、要求水準書、事業提案書及び設計・工事請負契約書等に定めるところにより、誠実に本事業の業務を遂行すること。

5 資格者の配置

事業者は、入札説明書等に示す要件を満たす資格取得者を配置すること。

6 モニタリングに関する事項

（1）モニタリングの目的・実施時期・実施方法

市は、要求水準の達成状況等を把握する為に、モニタリングを行う。モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、要求水準書「別紙 03 モニタリング基本計画書」において示すものとするが、詳細な実施方法については、設計・工事請負契約締結後に市と事業者とが協議を行い決定するものとする。

（2）モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。事業者は市が実施するモニタリングに関する人的経費等について、自らの負担により市に協力するものとする。事業者のセルフモニタリングにかかる費用は、事業者の負担によるものとする。

（3）モニタリングの結果に対する措置

モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、事業提案書及び入札説明書等に定められた水準を満たしていないと判断した場合、市は要求水準書「別紙 03 モニタ

リング基本計画書」に定める規定に従い、事業者に対して改善勧告を行い、改善計画の提出・実施を求めることができるものとする。

しかし、市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善期限を経過しても改善されない場合、市は設計・工事請負契約を解除することもありうる。

7 その他事業実施に際して必要な事項

(1) 係争事由にかかる基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、設計・工事請負契約書に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

8 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに設計・工事請負契約書の規定に従い次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の実施する業務内容が、事業提案書及び入札説明書等に規定する要求水準を満たさない場合、設計・工事請負契約書（案）で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善計画の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、設計・工事請負契約を解除することができる。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

設計・工事請負契約書（案）に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、設計・工事請負契約を解除することができる。

この場合、市は事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は不可抗力等による履行不能の範囲において、履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、市及び事業者は当該不可抗力等の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めるものとする。

第9 提出書類

1 入札参加資格審査前に入札手続きに関する提出書類

貸与資料を希望する場合には、申込時及び廃棄時に以下の書類を提出すること。

貸与資料 交付申込書	(様式 1-1)
秘密保持誓約書	(様式 1-2)
貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書	(様式 1-3)

入札説明書等に関して、質問がある場合には、電子メールにて提出すること。

入札説明書等に関する質問書（資格要件のみ）	(様式 1-4-1)
入札説明書等に関する質問書（資格要件以外）	(様式 1-4-2)

現地見学会に参加する場合には、電子メールにて提出すること。

現地見学会参加申込書	(様式 1-5)
------------	----------

2 入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類

(1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類

参加表明書及び資格証明書等は、3部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

「別紙1 名古屋市国際展示場第2展示館改築事業共同企業体取扱要領」に基づく「第1号様式 名古屋市国際展示場第2展示館改築事業共同企業体協定書（分担実施方式）」または「第2号様式 名古屋市国際展示場第2展示館改築事業共同企業体協定書（分担共同実施方式）」についてはその他必要書類を添付したものを1部提出すること。

表紙	(様式 2)
入札参加表明書	(様式 2-1)
委任状 ※代表企業への委任	(様式 2-2)
入札参加資格確認申請書兼誓約書	(様式 2-3)
入札参加者構成表	(様式 2-4)
名古屋市国際展示場第2展示館改築事業共同企業体協定書 (分担実施方式)	第1号様式
名古屋市国際展示場第2展示館改築事業共同企業体協定書 (分担共同実施方式)	第2号様式
添付資料提出確認書	(様式 2-5)

【様式 2-5 における添付資料】

構成員は、資格証明書及び以下の各書類（以下「資格審査書類」と総称する。）のうちそれぞれが提出対象者であるものを市に提出すること。なお、いずれも様式集に定める様式 2-5 を参照の上、提出すること。

	書類名	提出対象者	様式
1	会社概要	全ての構成員	任意
2	名古屋市税の納税証明書（※）	全ての構成員	任意
3	消費税及び地方消費税の納税証明書（※）	全ての構成員	任意
4	商業登記簿謄本（現在事項証明書）（※）	全ての構成員	任意
A	一級建築士事務所登録を証する書類	全体設計業務を行う者及び 工事監理業務を行う者	任意
B	第 4 の 1 (4) ア (㍑) に定める設計の実績を証する書類（1 件）（契約書の写し等）	全体設計業務を行う者	任意
C	第 4 の 1 (4) ア (㍔) に定める配置予定の技術者の資格、実績等及び雇用関係を証する書類	全体設計業務を行う者	任意
D	特定建設業の許可を証する書類	施工業務を行う者	任意
E	第 4 の 1 (4) イ (㍑) に定める建築工事の実績を証する書類（1 件）（契約書の写し等）	施工業務を行う者	任意
F	第 4 の 1 (4) イ (㍔) に定める配置予定の技術者の資格、実績等及び雇用関係を証する書類	施工業務を行う者	任意
G	第 4 の 1 (4) ウ (㍑) に定める設計の実績を証する書類（1 件）（契約書の写し等）	工事監理業務を行う者	任意
H	第 4 の 1 (4) ウ (㍔) に定める配置予定の技術者の資格、実績等及び雇用関係を証する書類	工事監理業務を行う者	任意

注) 実績を証明する書類の提出にあたり、企業の合併、分社化、提携等により実績を有する者と入札参加者の名称が異なる場合、その実績が、入札参加者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類（様式任意）も提出すること。

(2) 入札参加資格審査結果通知後に用いる提出書類

入札参加資格審査結果通知の後、必要に応じて以下の書類を 3 部（正本（押印したもの）1 部、副本（正本の写し）2 部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

参加資格がないと認めた理由の説明要求書	(様式 2-7)
構成員の変更申請書兼誓約書	(様式 2-8)

3 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、事業提案書の受付締切日までに、以下の書類を 1 部提出すること。

入札辞退届	(様式 3-1)
-------	----------

4 入札時の提出書類

入札参加書類は、以下のとおりである。詳細は様式集を参照すること。

入札全般に関する提出書類	(様式 4～4-3)
入札価格に関する提出書類	(様式 5-1～5-3)
入札価格の内訳に関する提出書類	(様式 6～6-5)
提案内容（入札価格を除く）評価の審査に関する提案書	(様式 7～7-2-14)
施設計画書（図面集等）	(様式 8～8-14)
提案概要書	(様式 9～9-1)

第 5 3 (5) 参加表明の受付時に提出した配置予定の技術者に変更がある場合は、第 5 3 (5) に準じ、様式 2-5 及び関係する添付資料を提出すること。

第 10 その他

1 情報の提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページを通じて適宜行う。

2 設計・工事請負契約に違反した場合の取り扱い

設計・工事請負契約締結後、契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

3 問合せ先

名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進課

(名古屋市役所 本庁舎)

住所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-3169

- メールアドレス：a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

- 市ホームページ：

<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/387-2-5-1-0-0-0-0-0-0.html>

※なお、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。

資料 1 事業予定地

1. 立地

区分	内容
地名地番	愛知県名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2 番地
住居表示	愛知県名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2 番地

2. 既存施設概要

区分	内容	
建物用途	展示場	
既存施設	第 1 展示館	・ 展示面積 20,160 m² ・ 延床面積 40,716.66 m² ・ S 造 3 階建 ・ 供用開始時期（竣工年）：令和 4 年
	現第 2 展示館	・ 展示面積 6,576 m² ・ 延床面積 8,299.47 m² ・ S 造一部 RC 造 2 階建 ・ 供用開始時期（竣工年）：昭和 6 2 年
	第 3 展示館	・ 展示面積 13,500 m² ・ 延床面積 22,203.87 m² ・ S 造 2 階建（1 階部分 SRC 造） ・ 供用開始時期（竣工年）：平成 5 年
	イベント館	・ 延床面積 4,869.01 m² ・ SRC 造 3 階建 ・ 供用開始時期（竣工年）：昭和 6 2 年
	交流センター	・ 延床面積 13,564.51 m² ・ S 造 4 階建 ・ 供用開始時期（竣工年）：平成 5 年
	立体駐車場	・ 延床面積 26,853.84 m² ・ S 造 3 階建（塔屋 2 階建） ・ 供用開始時期（竣工年）：平成 5 年
	コンベンションセンター （附属施設含む）	・ 延床面積 10,050.75 m² ・ S 造 5 階建（附属施設 2 階建） ・ 供用開始時期（竣工年）：令和 4 年

3. 敷地概要

項 目	概 要	
用途地域	商業地域	
容積率上限	200%（地区計画による）	
建蔽率上限	80%	
防火地域	防火地域（集団防火）	
高度地区	指定なし	
地域地区	緑化率	10%以上
	地区計画	金城ふ頭地区計画
	臨港地区	名古屋港臨港地区（分区指定なし）
	臨海部 防災区域	1階の床高さ：NP+4.0m以上 建築物の構造等：木造禁止